

○小城市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱

令和3年9月22日

告示第120号

改正 令和3年12月1日告示第134号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域人口の急減に直面している地域において、就労等の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材の確保の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とし、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号。以下「法」という。）、特定地域づくり事業推進交付金交付要綱（令和2年3月31日付総行地第55号）及び特定地域づくり事業推進交付金実施要領（令和2年3月31日付総行地第55号）に基づいて行う事業について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則（平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 この補助金は、法第3条第3項により佐賀県知事の認定を受けた事業協同組合（以下「特定地域づくり事業協同組合」という。）が行う同法第2条第4項に規定する特定地域づくり事業（以下「補助対象事業」という。）を補助の対象とする。

(事業実施者)

第3条 補助対象事業の事業実施者は、市内の特定地域づくり事業協同組合とする。市長は、事業実施者に対して、本告示に定めるところに従い補助金を交付する。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、別表の第1欄に定める種目ごとに、第3欄に定める対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額と第2欄に定める補助限度額を比較して少ない方の額の合計額とする。

(申請手続)

第5条 事業実施者は、この補助金の交付を受けようとするときは、特定地域づくり事業推進補助金交付申請書(様式第1号)を、毎年度別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があった場合は、特定地域づくり事業推進補助金交付決定通知書(様式第2号)により交付決定の内容及び交付の条件を事業実施者に通知するものとする。

(令3告示134・旧第7条繰上・一部改正)

(申請の取下げ)

第7条 事業実施者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があるときは、補助金の交付申請を取り下げることができるものとする。

2 事業実施者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の日から起算して30日以内に、市長に特定地域づくり事業推進補助金申請取下書(様式第3号)を提出しなければならない。

(令3告示134・追加)

(計画変更の承認等)

第8条 事業実施者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ特定地域づくり事業推進補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 別表の第1欄に定める派遣職員人件費と事務局運営費の間にお

いて、補助対象事業に要する経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。）をしようとするとき。

(2) 補助対象事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業実施者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的の達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

(3) 事業を中止又は廃止しようとする場合

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 市長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、特定地域づくり事業推進補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により事業実施者に対して交付決定変更の通知をする。

4 事業実施者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに特定地域づくり事業推進補助金事業遅延報告書（様式第6号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（令3告示134・一部改正）

（実施状況報告）

第9条 事業実施者は、補助対象事業の実施状況について、市長から報告を求められた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

（令3告示134・一部改正）

（補助対象事業の遂行等の命令）

第10条 市長は、補助対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施者にその遂行

等を命ずることができる。

- 2 市長は、事業実施者が前項の命令に違反したときは、補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(令3告示134・追加)

(実績報告)

第11条 事業実施者は、当該年度の補助対象事業を完了したときは、その日から起算して1か月を経過した日（第8条第1項により補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、特定地域づくり事業推進補助金実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 事業実施者は、前項の実績報告を行うに当たって、交付額に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(令3告示134・旧第10条繰下・一部改正)

(補助金の額の確定及び交付)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合には、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認後の内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、特定地域づくり事業推進補助金確定通知書（様式第8号）により事業実施者に通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金は、第1項の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

- 4 事業実施者は、前項の規定により補助金の交付又は補助金の概算払を受けようとするときは、特定地域づくり事業推進補助金交付請求書（様式第9号）又は特定地域づくり事業推進補助金概算払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による概算払請求を受けた場合は、これを審査し、適当と認めたときは、概算払により補助金を交付するものとする。
- 6 市長は、事業実施者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、特定地域づくり事業推進補助金確定通知及び返還命令書（様式第11号）により事業実施者にその超える部分の返還を命ずるものとする。

（令3告示134・旧第11条繰下・一部改正）

（消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 事業実施者は、補助対象事業完了後に消費税の申告により補助対象事業に係る消費税仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、特定地域づくり事業推進補助金に係る消費税額の確定に伴う報告書（様式第12号）により速やかに、遅くとも補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除額の返還を命ずる。

（令3告示134・旧第12条繰下・一部改正）

（是正のための措置）

第14条 市長は、報告を受けた補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該事業実施者に対して命ずることができる。

（令3告示134・追加）

(決定の取消等)

第15条 市長は、第8条第1項の規定による補助対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、第6条の決定の内容（第8条第1項の規定による承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 規則又は本告示若しくはこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の取消等をした場合において、既に当該取消等に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(令3告示134・旧第13条繰下・一部改正)

(事業実施者に付す条件)

第16条 市長は、事業実施者に補助金を交付するに当たり、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業実施者が、補助対象経費（事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業実施者が、取得財産等を処分することにより収入があると

認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(3) 事業実施者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

(令3告示134・旧第14条繰下)

(補助金の経理)

第17条 事業実施者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(令3告示134・旧第15条繰下)

(監督)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、事業実施者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を現地に検査することができる。

(令3告示134・旧第16条繰下)

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令3告示134・旧第17条繰下)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年12月1日告示第134号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第4条関係)

(令3告示134・一部改正)

1 種目	2 補助限度額	3 対象経費
派遣職員人件費	派遣職員 1 人当たり 200 万円とする。ただし、当該派遣職員（出産休暇、育児休暇、介護休暇、傷病休暇を取得したことにより、年間総労働時間が 0 になる職員を除く。）の稼働率が 0.8 未満の場合は、派遣職員 1 人当たり 250 万円に稼働率を乗じて得た額（注 1）又は、当該派遣職員の市内居住率が 0.8 未満の場合は、派遣職員 1 人当たり 250 万円に市内居住率を乗じて得た額（注 2）のいずれか低い額とする。	補助対象事業の実施に必要な次に掲げる経費（期間を定めずに雇用する職員に係るもの）に限り、一の派遣先事業者における年間総労働時間の年間総労働時間に占める割合が 0.8 を超える職員に係るものを除く（注 3）。） 職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金
事務局運営費	特定地域づくり事業協同組合 1 組合当たり 300 万円とする。	補助対象事業の実施に必要な次に掲げる経費（ただし、事務局職員人件費については、当該事務局職員の人件費単価に、特定地域づくり事業協同組合の運営に従事した労働時間数を乗じて得た額とする（注 4）。） 旅費、備品費、消耗品費、

		会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金、職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、研修費、訓練委託費、広告宣伝費、事業設備費、雑役務費
--	--	--

(注1) 当該派遣職員の稼働率の計算方法

$$\left( \text{当該派遣職員の派遣先における年間総労働時間} - \text{当該派遣職員の派遣先における年間総残業時間} \right) \div \left( \left( \text{当該派遣職員の年間総労働時間} - \text{当該派遣職員の年間総残業時間} \right) + \text{当該派遣職員の年間総休業時間} \right)$$

※ 休業時間は使用者の責めに帰すべき事由により休業させた場合の休業時間のことをいう。

※ 年次有給休暇は総労働時間に含めない。教育訓練等の労働者派遣法において義務付けられている業務に従事した時間については、総労働時間に含む。

(注2) 当該派遣職員の市内居住率の計算方法

$$\text{当該派遣職員の年間市内居住日数} \div \text{当該派遣職員の年間雇用日数}$$

※ 年間市内居住日数は、年間の雇用期間において小城市の住民基本台帳に登録された日数のことをいう。

(注3) 一の派遣先事業者における年間総労働時間の年間総労働時間に占める割合の計算方法

$$\text{当該派遣職員の一の派遣先事業者における年間総労働時間} \div \text{年間総労働時間}$$

残業時間を減じて得た値のうち最も大きい値／当該派遣職員が1年を通じて就業した場合の就業規則等で定める年間の所定労働時間

(注4) 当該事務局職員の人件費の計算方法

当該事務局職員の人件費単価×特定地域づくり事業協同組合の運営に従事した労働時間数

※ 特定地域づくり事業協同組合の運営に従事した労働時間数については、業務報告書において把握した時間数とする。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

小城市長 様

申請者(事業実施者)  
住 所  
氏 名  
電話番号

年度特定地域づくり事業推進補助金交付申請書

年度特定地域づくり事業推進補助金の交付を受けたいので、小城市補助金等交付規則第3条及び小城市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 円
- 2 補助金所要額調書(別紙1)
- 3 支出予定額内訳書(別紙2)
- 4 その他参考となる関係書類  
特定地域づくり事業協同組合の当該事業年度の収支予算書  
事業計画書  
特定地域づくり事業協同組合の認定等に係る市町村の長の意見書  
定款  
役員名簿  
組合員名簿

※ 収支予算書、事業計画書、特定地域づくり事業協同組合の認定に等に係る市町村の長の意見書については、特定地域づくり事業協同組合の認定申請時又は毎年度の報告時に佐賀県知事に提出するものと同様の書類を提出

(9)賦1) 補助金所要額調書

(様式1)

(特定地域づくり事業協同組合名) \_\_\_\_\_

(単位：円)

経費区分 欄 目	総事業費 B+C	Aのうち 補助対象経費 B	補助対象経費			補助対象外経費 Aのうち 補助対象外 経費 G	
			補助対象経費に 1/2を 乗じて得た額 B×1/2 C	補助限度額 D	CとDを比較して 少ない方の額 (合計が基準 額) E		市補助額 F
A	B	C	D	E	F	G	
派遣職員人件費 ①							
事務局運営費 ②							
事業費計(①+②) ③							

補助申請額

経費区分	補助対象経費 A	補助対象経費 の1/2 (A×1/2) B	補助限度額 C	BとCを比較して 少ない方の額 (事業費計が基準額) D	申請総額 E	備 考
派遣職員人件費 (a)						
職員基本給		—	—	—	—	
職員特別給与		—	—	—	—	
職員手当		—	—	—	—	
法定福利費		—	—	—	—	
福利厚生費		—	—	—	—	
職員退職給与引当金		—	—	—	—	
退職金掛金		—	—	—	—	
事務局運営費 (b)						
雑費		—	—	—	—	
備品費		—	—	—	—	
消耗品費		—	—	—	—	
会議費		—	—	—	—	
印刷製本費		—	—	—	—	
通信運搬費		—	—	—	—	
光熱水料		—	—	—	—	
公租公課		—	—	—	—	
借料及び賃料		—	—	—	—	
保険料		—	—	—	—	
諸謝金		—	—	—	—	
職員基本給		—	—	—	—	
職員特別給与		—	—	—	—	
職員手当		—	—	—	—	
法定福利費		—	—	—	—	
福利厚生費		—	—	—	—	
職員退職給与引当金		—	—	—	—	
退職金掛金		—	—	—	—	
研修費		—	—	—	—	
謝辞委託費		—	—	—	—	
広告宣伝費		—	—	—	—	
事業設備費		—	—	—	—	
雑費		—	—	—	—	
事業費計 (a) + (b)						

補助申請額

様式第2号（第6条関係）

第 号

年 月 日

事業実施者 様

小城市長

年度特定地域づくり事業推進補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度特定地域づくり事業推進補助金については、小城市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第4条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、規則第6条及び小城市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付対象となる事業（以下「事業」という。）は、交付要綱第2条に定める事業であり、その内容は、年 月 日付による交付申請書（以下「申請書」という。）のとおりとする。

2 補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額

円

3 交付条件は、次のとおりとする。

(1) 事業を行う者は、この補助金に係る規則及び交付要綱に従わなければならない。

(2) 補助金の額の確定は、交付要綱第4条に定める交付額の算定方法によるものとする。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

小城市長 様

申請者（事業実施者）  
住 所  
氏 名  
連絡先

年度特定地域づくり事業推進補助金申請取下書

年 月 日付 第 号で交付の申請を行った特定地域づくり事業推進補助金の実施について、その申請を取り下げたく、小城市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請を行った年月日  
年 月 日
- 2 申請を取り下げる理由

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

小城市長 様

申請者(事業実施者)  
住 所  
氏 名  
連絡先

年度特定地域づくり事業推進補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付の決定を受けた標記補助金の一部を変更する必要があるので、小城市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

補助金変更後申請額 円  
(当初申請額 円)

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 添付書

補助金所要額変更調書(別紙1)  
支出予定額変更内訳書(別紙2)

(様式4)

(別紙1) 補助金所要額変更調査書

(特定地域づくり事業協同組合名) \_\_\_\_\_

(単位：円)

経費区分 種 目	総事業費 (B+C) A	Aのうち 補助対象経費 B	補助対象経費			補助対象外経費 G
			補助対象経費に 1/2を 乗じて得た額 (B×1/2) C	補助限度額 D	CとDを比較し て少ない方の額 (合計が基準 額) E	
派遣職員人件費 ①	( )	( )	( )	( )	( )	( )
事務局運営費 ②	( )	( )	( )	( )	( )	( )
事業費計(①+②) ③	( )	( )	( )	( )	( )	( )

当初補助申請額 ( )

変更後補助申請額 ( )

(注1) 当初所要額は上記( )書きとし、交付申請済みの様式第1号の別紙1補助金所要額調査書と一致すること。

経費区分	交付対象経費 A	交付対象経費 の1/2 (A×1/2) B	交付限度額 C	BとCを比較して 少ない方の額 (事業費計が基準額) D	申請総額 E	備 考
派遣職員人件費 (a)		—	—	—	—	
職員基本給		—	—	—	—	
職員特別給与		—	—	—	—	
職員手当		—	—	—	—	
法定福利費		—	—	—	—	
福利厚生費		—	—	—	—	
職員退職給与引当金		—	—	—	—	
退職金掛金		—	—	—	—	
事務局運営費 (b)		—	—	—	—	
雑費		—	—	—	—	
備品費		—	—	—	—	
消耗品費		—	—	—	—	
会議費		—	—	—	—	
印刷製本費		—	—	—	—	
通信運搬費		—	—	—	—	
光熱水料		—	—	—	—	
公租公課		—	—	—	—	
借料及び賃料		—	—	—	—	
保険料		—	—	—	—	
諸謝金		—	—	—	—	
職員基本給		—	—	—	—	
職員特別給与		—	—	—	—	
職員手当		—	—	—	—	
法定福利費		—	—	—	—	
福利厚生費		—	—	—	—	
職員退職給与引当金		—	—	—	—	
退職金掛金		—	—	—	—	
研修費		—	—	—	—	
謝礼金等		—	—	—	—	
広告宣伝費		—	—	—	—	
事業設備費		—	—	—	—	
雑費		—	—	—	—	
事業費計 (a) + (b)						

変更後補助申請額

(注) 変更後の額を記入すること。

様式第5号（第8条関係）

第 年 月 日 号

事業実施者 様

小城市長

年度特定地域づくり事業推進補助金交付決定変更通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度特定地域づくり事業推進補助金については、小城市補助金等交付規則第9条及び小城市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条第2項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、要綱第8条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとする。

交付決定額 円  
（本変更承認前の交付決定額 円）

- 2 交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業を行う者は、この補助金に係る規則及び交付要綱に従わなければならない。  
(2) 補助金の額の確定は、交付要綱第4条に定める交付額の算定方法によるものとする。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

小城市長 様

申請者（事業実施者）

住 所

氏 名

連絡先

年度特定地域づくり事業推進補助金事業遅延報告書

年 月 日付で 第 号で交付決定通知のあった標記補助金に係る補助対象事業について、事業が予定の期間内に完了し難くなったので、小城市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱第8条第4項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 遅延の理由

2 補助対象事業の施行の経緯

3 補助対象事業完了予定日

区分	補助対象事業完了予定日	備考
変更前		
変更後		

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

小城市長 様

報告者(事業実施者)

氏 名

住 所

電話番号

年度特定地域づくり事業推進補助金実績報告書

年 月 日付 第 号をもって交付の決定を受けた標記事業が完了したので、小城市補助金等交付規則第13条及び小城市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金事業実績報告額 円
- 2 補助金事業実績報告調書(別紙1)
- 3 支出済額内訳書(別紙2)
- 4 その他参考となる関係書類  
特定地域づくり事業協同組合の当該事業年度の収支決算(見込)書  
事業報告書  
職員の業務報告書

※ 収支決算(見込)書及び事業報告書は、特定地域づくり事業協同組合の毎年度の報告時に佐賀県知事に提出するものと同様の書類を提出

(9)賦1) 補助金事業実績報告書

(様式7)

(特定地域づくり事業協同組合名) \_\_\_\_\_

(単位：円)

経費区分 目 録	総事業費 B+C	Aのうち 補助対象経費 (実支出額) B	補助対象経費			補助対象外経費	
			補助対象経費に 1/2を 乗じて得た額 B×1/2	補助限度額 D	CとDを比較して 少ない方の額 (合計が基準 額) E		市補助額 F
	A	B	C	D	E	F	G
派遣職員人件費 ①							
事務局運営費 ②							
事業費計(①+②) ③							

実績報告額

経費区分	補助対象経費 (実支出額)	補助対象経費 のし/え (A×1/2)	補助限度額	AとDを比較して 少ない方の額 (事業費計が基準額)	申請総額	備 考
	A	B	C	D	E	
派遣職員人件費 (a)						
職員基本給		—	—	—	—	
職員特別給与		—	—	—	—	
職員手当		—	—	—	—	
法定福利費		—	—	—	—	
福利厚生費		—	—	—	—	
職員退職給与引当金		—	—	—	—	
退職金掛金		—	—	—	—	
事務局運営費 (b)						
旅費		—	—	—	—	
雑費		—	—	—	—	
消耗品費		—	—	—	—	
会議費		—	—	—	—	
印刷製本費		—	—	—	—	
通信運搬費		—	—	—	—	
光熱水料		—	—	—	—	
公租公課		—	—	—	—	
借料及び賃料		—	—	—	—	
保険料		—	—	—	—	
諸謝金		—	—	—	—	
職員基本給		—	—	—	—	
職員特別給与		—	—	—	—	
職員手当		—	—	—	—	
法定福利費		—	—	—	—	
福利厚生費		—	—	—	—	
職員退職給与引当金		—	—	—	—	
退職金掛金		—	—	—	—	
研修費		—	—	—	—	
謝辞委託費		—	—	—	—	
広告宣伝費		—	—	—	—	
事業設備費		—	—	—	—	
雑費		—	—	—	—	
事業費計 (a) + (b)						

実績報告額

様式第8号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

事業実施者 様

小城市長

年度特定地域づくり事業推進補助金確定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した 年度特定地域づくり事業推進補助金については、年 月 日付 第 号をもって提出のあった実績報告書に基づき、小城市補助金等交付規則第 14 条及び小城市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

確 定 額 円

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

小城市長 様

申請者（事業実施者）

住 所

氏 名

電話番号

年度特定地域づくり事業推進補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付の決定を受けた標記事業の補助金について、小城市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱第 12 条第 5 項の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

- |            |   |
|------------|---|
| 1 補助金の額    | 円 |
| 2 補助金の既交付額 | 円 |
| 3 交付請求額    | 円 |
| 4 振込先      |   |

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

小城市長 様

申請者（事業実施者）

住 所

氏 名

電話番号

年度特定地域づくり事業推進補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で交付の決定を受けた標記事業の補助金について、小城市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱第 12 条第 5 項の規定により、次のとおり補助金の概算払を請求します。

1 補助金の額	円
2 概算払受領済額	円
3 今回請求額	円
4 残額	円
5 振込先	

様式第11号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

事業実施者 様

小城市長

年度特定地域づくり事業推進補助金確定通知及び返還命令書

年 月 日付 第 号で交付決定した 年度特定地域づくり事業推進補助金については、年 月 日付をもって提出のあった実績報告書に基づき、小城市補助金等交付規則第14条及び小城市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

なお、この確定額を超えて既に交付されている補助金については、小城市補助金等交付規則第19条の規定により、年 月 日までに返還することを命じます。

記

確 定 額 円

返 還 額 円

様式第12号(第13条関係)

年 月 日

小城市長 様

報告者(事業実施者)

住 所

氏 名

電話番号

年度特定地域づくり事業推進補助金に係る消費税額の確定に伴う報告書

小城市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 小城市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱第11条に基づく確定額  
又は同要綱第10条に基づく実績報告額

円

- 2 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額  
(要補助金返還相当額)

円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)

- 様式第 1 号 (第 5 条関係)  
(令 3 告示134・一部改正)
- 様式第 2 号 (第 6 条関係)  
(令 3 告示134・全改・旧様式第 3 号繰上)
- 様式第 3 号 (第 7 条関係)  
(令 3 告示134・追加)
- 様式第 4 号 (第 8 条関係)  
(令 3 告示134・追加)
- 様式第 5 号 (第 8 条関係)  
(令 3 告示134・追加)
- 様式第 6 号 (第 8 条関係)  
(令 3 告示134・追加)
- 様式第 7 号 (第11条関係)  
(令 3 告示134・旧様式第 5 号繰下・一部改正)
- 様式第 8 号 (第12条関係)  
(令 3 告示134・旧様式第 6 号繰下・一部改正)
- 様式第 9 号 (第12条関係)  
(令 3 告示134・旧様式第 7 号繰下・一部改正)
- 様式第 1 0 号 (第12条関係)  
(令 3 告示134・旧様式第 8 号繰下・一部改正)
- 様式第 1 1 号 (第12条関係)  
(令 3 告示134・旧様式第 9 号繰下・一部改正)
- 様式第 1 2 号 (第13条関係)  
(令 3 告示134・旧様式第10号繰下・一部改正)